

別記2（第27条関係）

施設の改築及び修繕等の実施区分及び費用負担区分

項目	内容	市	指定管理者
施設等の修繕	1箇所20万円超	超過分	20万円
	1箇所20万円以下		○
施設に附帯する土木工事	1箇所20万円超	超過分	20万円
	1箇所20万円以下		○
器具修繕、備品等の修理（松阪市に 帰属のものに限る）	1箇所10万円超	超過分	10万円
	1箇所10万円以下		○
自主事業等に関わる施設・設備の 改築、改修	金額設定なし		○